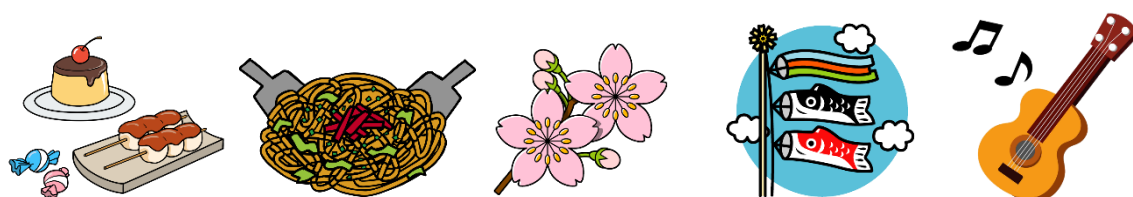


いわくら名産品認定事業 募集要領



岩倉の魅力ある品物を
いわくら名産品として市内外に PR したい！

■ いわくら名産品認定事業とは

市制 50 周年記念事業として、岩倉らしさを市内外に PR することのできる名産品を認定します。

市で定めた名産品の要件を満たした品を、エントリー方式で20品目程度の認定を目指します。

また、認定した名産品は市制50周年記念式典で発表するとともにパンフレットの作成により市でも積極的に PR していきます。

岩倉市制 50 周年記念事業
岩倉市

目的

このプロジェクトは、市制 50 周年記念事業の一つとして、既にある岩倉市の特徴を表現した魅力ある商品等を名産品として認定することにより、市民や観光客にとって分かりやすいお土産として PR することを目的とします。

【岩倉市制50周年記念事業基本方針】

＜基本理念＞

市制50周年という大きな節目を市民全体でお祝いし、本市の礎を築いてきた先人たちのたゆまぬ努力、その功績を見つめ直し、あらためてこのまちを愛し、誇りに思う機会とします。そして、その思いを未来のいわくらを築いていく次世代につなげていくものとしします。

＜基本方針＞

(1) シビックプライドの醸成

市制施行から半世紀という節目を契機として、これまでの「いわくら」の歴史を市民とともに振り返り、シビックプライド(市民の誇り・まちへの愛着)の醸成を図るとともに、新たなシビックプライドへとつながる取組を行う。

(2) 次世代につながる未来志向の取組

将来を担う子どもたちにとって、良き思い出として深く心に残り、輝く未来に夢を膨らませ、次の50年につながる新しい一歩となる取組を行う。

(3) シティプロモーションの推進

岩倉市の認知度や存在感がこれまで以上に高まるよう、本市の特徴を活かした記念事業の実施を通して、全市を挙げて市内外への情報発信の強化に向けた取組を行う。

《事業概要》

いわくら名産品認定事業とは

名産品の要件を満たした魅力ある品物をいわくら名産品と認定しPRすることで、市制50周年を盛り上げます。また、認定した名産品を分かりやすくPRできるパンフレットの作成等を行うことで、市民が手土産として利用したり、岩倉市を訪れた人がお土産として購入したりできるよう販売促進の支援を行います。

名産品の要件

以下のいずれかの要件を満たし、岩倉市の特徴を表現し、より多くの人に岩倉市を知ってもらえるもの

- ① 岩倉市内で生産された農畜産物や原料を使用したもの
(例: 名古屋コーチン、カリフラワー、ちっちゃイ菜 etc)
- ② 岩倉市に歴史的背景・ゆかりのあるもの
(例: 五条川、桜、山内一豊、鯉のぼり、い〜わくん etc)
- ③ ふるさと納税の地場産品の定義に該当するもの

※岩倉市内において商品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

名産品の認定について

エントリーシートによるエントリー方式で20品目程度の認定を目指します。

1事業所につき2品目までエントリーできます。

また、飲食物のエントリーについては、令和3年8月24日に開催される市制50周年記念事業審査会に試食品の提供をお願いします。（試食の提供が難しい場合はご相談ください。）
店内飲食物、調理の必要な飲食物については、審査会への試食品の提供は不要です。

《応募方法について》

いわくら名産品認定事業に応募する際は、以下の点に留意いただき必要書類を提出してください。

募集期間

- ◆ 令和3年5月1日（土）～令和3年7月31日（土）

対象事業所

- ◆ 以下の要件を満たす事業所を対象とします。
 - ・ 市内で事業を営んでいる事業所
 - ・ 岩倉市暴力団排除条例(平成24年6月28日 条例第22号)の規定に該当しない事業所

対象とならない商品

- ◆ 以下の事業は対象となりません。
 - ・ 申請日時点で販売されていない商品
 - ・ 政治、宗教、思想活動等を目的とする商品
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある商品
 - ・ 法令に違反する商品

提出書類

- ◆ いわくら名産品認定事業エントリーシート(様式1)
 - ※市のホームページからもダウンロードできます。
 - ※商品のパンフレット・写真等の参考資料を添付してください。

審査方法

- ◆ 市が設置する市制 50 周年記念事業審査会において、書類審査により、次に示す審査基準に従い審査します。

審査基準

- ◆ 以下の項目を審査基準とします。
 - (1) 市民や岩倉市を訪れた人が購入したい・飲食したいと思える魅力的な商品か
 - (2) 岩倉市の特徴を表現し、多くの人に岩倉市を知ってもらえる商品か
 - (3) 市民にとってなじみ(ネームバリュー)のある商品か

審査結果

- ◆ 審査結果は書面にて事業所にお知らせします。
- ◆ 審査結果は市ホームページで公開します。

《既存品認定について》

認定された名産品について以下のとおり支援を行います。

名産品の PR 等販売促進支援

認定した名産品は市制50周年記念式典で発表するとともに、市の名産品PRパンフレット等の作成、市ホームページへの掲載など積極的に周知します。また、名産品については、ふるさと納税の返礼品への登録等について検討します。

《事業スケジュール》

(1)既存品の名産品認定募集開始	令和3年5月1日(土)
(2)既存品の名産品認定募集締め切り	令和3年7月31日(土)
(3)市制 50 周年記念事業審査会による 既存品の名産品認定	令和3年8月24日(火)
(4)名産品認定結果の通知と公表	令和3年8月中
(5)市による名産品 PR パンフレット作成	令和3年 10 月～11 月

応募・問合せ先

◆ 総務部秘書企画課企画政策グループ(市役所 5 階)

(住 所) 〒482-8686

岩倉市栄町一丁目 66 番地 秘書企画課 企画政策グループ

(T E L) 0587-38-5805

(E-mail) hishokikaku@city.iwakura.lg.jp

(H P) <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>

トップページ> 市政情報> 市制50周年記念> 記念事業> いわくら名産品認定事業

- ◆ エントリーシートを上記住所へ郵送またはメールアドレスへ送付してください。
市役所へ持参していただいてもかまいません。
- ◆ 郵送で申請される場合は、令和3年7月31日の消印まで有効です。
- ◆ いわくら名産品認定事業エントリーシート(様式1)は、市のホームページからもダウンロードできます。

※エントリーシートは、必要な範囲内において公開する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

いわくら名産品認定事業 Q&A

Q いわくら名産品認定事業は今回限りの事業ですか？

A 市制 50 周年記念事業としての実施は今回限りです。
今後は、事業への応募状況や実施結果を踏まえ、検討します。

Q 名産品の要件は複数満たしている方が認定される上で有利になりますか？

A 審査基準に「岩倉市の特徴を表現し、多くの人に岩倉市を知ってもらえる商品か」という項目があるため、複数の要件を満たしていることにより岩倉市の特徴を表現できれば認定される上で有利になります。

Q 対象事業所であれば市外で生産した商品であっても対象となりますか？

A 岩倉市内において商品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じていると認められる商品であれば、市外で生産した商品であっても対象となります。

Q エントリーした場合、審査結果や内容はどこまで公表されますか？

A エントリーした事業所名、商品名、商品のジャンル、審査結果を公表します。

Q 販売促進支援は継続して支援してもらえますか？

A ふるさと納税返礼品への追加、市ホームページへの掲載は継続して支援します。
その他の販売促進支援については今後検討します。

Q 飲食物のエントリーの場合、試食品を提供した方が認定されやすいですか？

A 試食品を提供すること自体に加点の要素はありませんが、審査するにあたって試食品があることで商品の魅力を審査員に伝えやすくなります。

Q 店内飲食の商品はエントリーできますか？

A 店内飲食の商品も名産品の要件に該当すればエントリーできます。

Q 農畜産物そのものはエントリーできますか？

A 名産品の要件①に該当するものであればエントリーできます。

Q 試食品はどれくらい用意をすればいいですか？また費用は支援していただけるのですか？

A 審査員は 5 人ですので 5 人が試食できる量をお願いします。試食品の費用は各事業所の負担になります。